

転出・転入・転居の各種手続き

間もなく転勤や就職、入進学シーズンを迎えます。転出・転入・転居の際は、次のような手続きが必要です。

- 転出・転入・転居届
戸籍住民係 ☎ 89 | 2 | 1 | 3 | 3
- 国民年金
国民年金係 ☎ 89 | 2 | 1 | 6 | 8
- 国民健康保険・福祉医療・老人保健医療
医療給付係 ☎ 89 | 2 | 1 | 6 | 6
- 介護保険
介護給付係 ☎ 89 | 2 | 1 | 5 | 7
- 児童手当
ふれあい福祉係 ☎ 89 | 2 | 1 | 5 | 3
- 身障手帳・療育手帳
ふれあい福祉係 ☎ 89 | 2 | 1 | 5 | 3
- 小・中学校の手続き
学校教育係 ☎ 89 | 2 | 9 | 4 | 6

総合案内コーナーを設置します

市役所内の各種窓口を案内するコーナーを、第4庁舎市民ホールに設置します。

不明な点などをお尋ねください。
期間：3月27日(月)～4月7日(金)

(土・日を除く)
時間：午前8時30分～午後5時15分
(金曜日は午後7時まで)

引っ越しする日までに転出届を出してください		
転出 能代市から他の市町村へ住所を移すとき	印鑑登録している人	印鑑登録証明書(カード)は使用できなくなります。返してください。
	国民年金に加入(*第1号被保険者)している人	年金手帳を持ってきて手続きをしてください。
	国民健康保険に加入している人	手続きをして保険証・高齢者受給者証(該当者)を返してください。
	福祉医療の対象となっている人	手続きをして受給者証を返してください。
	老人保健医療の対象となっている人	手続きをして受給者証を返してください。
	児童手当を受けている人	児童手当消滅の手続きをしてください。転入の際に使用しますので所得証明を税務課で発行してもらってください。
	小・中学生の子どもがいる人	学校から在学証明書、教科書給与証明書をもたらってください。
介護保険の保険証の交付を受けている人	手続きをして保険証を返してください。	
転入をした日から14日以内に転入届を出してください		
転入 他の市町村から能代市へ住所を移したとき	国民年金に加入(*第1号被保険者)している人	年金手帳を持ってきて手続きをしてください。
	国民年金を受給している人	年金証書を持ってきて手続きしてください。
	国民健康保険に加入する人	すでに加入している世帯に世帯主として入るときには、その世帯全員の保険証を持ってきてください。本人以外は印鑑が必要です。
	福祉医療の手続き	健康保険証、所得・課税証明、身体障害者手帳などを持ってきて手続きをしてください。
	老人保健医療の手続き	健康保険証・負担区分等証明書を持ってきて手続きをしてください。
	児童手当を受けている人	児童手当用の所得証明を持ってきて手続きしてください。
	小・中学生の子どもがいる人	前の学校で発行した在学証明書、教科書給与証明書を持ってきて手続きをしてください。
介護保険の認定を受けている人	前の市町村で介護保険受給資格証明証をもらった人は、受給資格証明証を持ってきて手続きをしてください。	
転居をした日から14日以内に転居届を出してください		
転居 能代市内で住所を移すとき	国民年金を受給している人	受給している人は、年金証書を持ってきて手続きをしてください。
	国民健康保険に加入している人	住所を直しますので保険証・高齢者受給者証(該当者)を持ってきてください。
	福祉医療の対象となっている人	住所を直しますので受給者証を持ってきてください。
	老人保健医療の対象となっている人	住所を直しますので受給者証を持ってきてください。
	児童手当を受けている人	住所変更の手続きをしてください。
	小・中学生の子どもがいる人	学校から在学証明書、教科書給与証明書を発行してもらってください。転居届をした後に、それを持ってきてください。
	介護保険の保険証の交付を受けている人	住所を直しますので保険証を持ってきてください。

◎転出・転入・転居届に印鑑は使いません(ただし、委任された人は委任者の印鑑を持ってきてください)。
*第1号被保険者…20～60歳未満の自営業・学生など
届け出は14日以内に うっかり住民異動の届け出を忘れると、いろいろ困ることがあります。引っ越しをしたら14日以内に届け出を済ませましょう。

- ☆水道の開栓・閉栓の手続きは水道局 ☎52-5221へ
- ☆高校入学手続きのための住民票の申請
 - 市内の高校へ入学する人…各高校へ交付申請書を提出してください。
 - 市外の高校へ入学する人…直接、戸籍住民係の窓口へ請求してください。